

議案第40号

前橋市建築基準法関係手数料条例の改正について

令和5年3月2日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

前橋市建築基準法関係手数料条例（平成12年前橋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条の表中第9号を第9号の2とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定を申請する者	2万7,000円
---------------------------------------------	----------

第6条の表第13号中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同号を同表第13号の2とし、同表第12号の次に次の1号を加える。

(13) 法第55条第3項の規定による建築物の高さの許可を申請する者	16万円
------------------------------------	------

第6条の表第15号の4の次に次の1号を加える。

(15)の5 法第58条第2項の規定による建築物の高さの許可を申請する者	16万円
--------------------------------------	------

第6条の表第26号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表第26号の2中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表第28号及び第28号の3中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同表第29号中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同表第29号の2中「の建築物」を「の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同表第29号の3中「の建築物」を「の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等に係る建築物」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等に係る

建築物に限る」に改め、同表第35号中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表第36号中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条の表第26号、第26号の2、第35号及び第36号の改正規定は、公布の日から施行する。